

色弱模擬フィルター（色弱体験メガネ）の貸出要領

1 目的

県民にカラーユニバーサルデザインの考え方や必要性を広く知っていただくため、個人又は団体等に色弱模擬フィルターを貸し出し、研修会での体験や広報物を作成する際の参考にしていただく。

2 貸出物品

貸出しする物品は、次に掲げるものとする。

- ・ 人権・同和対策課保管の色弱模擬フィルター（色弱体験メガネ）

3 申込方法等

- （1）色弱模擬フィルターの借用を希望する者（以下「借用者」という。）は、事前に借用申込書（別紙）に必要事項を記入し、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で県に提出する。
- （2）県は、借用申込があった場合、借用者に対して色弱模擬フィルターを貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込があった場合は先着順とする。

4 貸出期間

借用者の希望を優先とするが、一週間程度とする。ただし、他の申込者と期間が重複するなどの場合は県において調整する。

5 費用

借用料は、無料とする。ただし、郵送等で返却する場合の費用は申込者が負担する。

6 貸出中の管理等

- （1）借用者は、色弱模擬フィルターを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。
- （2）借用者は、色弱模擬フィルターを営利目的で使用してはならない。
- （3）故障、破損、紛失等させた場合には、借用者の負担においてこれを補償し、または修理の上返却するものとする。

7 責任

色弱模擬フィルターの使用により借用者が受けた被害、または借用者が第三者に与えた損害に対しては、県は一切その責めを負わない。

8 その他

この要領に定めのない事項については、その都度協議することとする。